

『学校経営における主査の位置付けと実践』

平成19年8月3日 大阪府公立小中学校主査会 夏季フォーラム

目次

はじめに 【研究経過】	(1)
1：学校事務改革の現状と課題	(1)
2：学校経営におけるトータルプロデューサーとしての学校事務職員	(1)
①主査が学校経営に参画する必要性と効果	
②学校業務内容精選及び学校事務の効率化・簡素化	
3：新たな課題に対応する学校事務	(3)
①『学校事務職員の標準的な職務』	
②学校の自主性・自律性と学校経営責任、説明責任への対応	
③学校経営組織及びシステムの整備	
④事務処理の簡素化（スクラップ&ビルドを含む）と校内体制の整備	
4：共同実施及び共同実施組織の具体的役割とねらい	(4)
5：共同実施の実践と課題	(5)
おわりに	(5)
実践報告のねらい及び概要	(6)
【特別委員会検討経過】	
【特別委員会名簿(順不同)】	
【参考資料】	

はじめに

【研究経過】

平成10年9月に「今後の地方教育行政の在り方について」と題する中教審答申が出されて以後、多くの審議会等でさらに具体的な検討が行われ、都道府県や市町村においても、具体的な教育行政施策として推進されています。特に、学校の自主性・自律性の確立や開かれた学校に向けて、学校マネジメントの重要性と、それらに対応する学校経営組織を整備する必要性が指摘されています。

これまで大阪府公立小中学校主査会特別委員会（以下、『特別委員会』）では、学校経営における事務職員の役割が重要と考え、とりわけ、現に配置されている主幹や主査の経験や専門性を学校教育改革に活用するための研究・実践に取り組み、いくつかの提言を行ってきました。

この間に報告された内容の基本的な柱を整理すると、①学校経営の充実に向けた事務職員の学校経営参画、②学校教育改革の進展に対応した新たな役割、③それらの役割を担う上での学校業務の精選や事務の簡素化及び共同実施による支援といったことにまとめられます。

1：学校事務改革の現状と課題

今、学校は子どもたちが抱える様々な困難や、保護者・地域の価値観の多様化、地域の教育力の低下等が指摘される中で、基礎的な学力の充実に対応する教員力の向上や、小中一貫教育、情報公開や地域との連携などの新たな課題への対応が求められています。

この間に出された答申等から学校事務に関する部分を見ると、前述の中教審答申『今後の地方教育行政の在り方について』（平成10年9月）では、「第3章 学校の自主性・自律性の確立について」として「2 教育委員会と学校の関係の見直しと学校裁量権限の拡大」「4 学校運営組織の見直し」「5 学校の事務・業務の効率化」等に関して「具体的改善方策」が述べられています。また、『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年10月）の第3章「（1）学校の組織運営の見直し」の中で、共同実施等の事務処理体制の整備や、「教師が以前に比べ多忙となり、子どもと触れ合う時間が確保できないという指摘」から、「学校が処理する事務・業務の見直し」や「国・都道府県・市町村が行う調査等の精選により学校の負担軽減を図る」必要性が指摘されています。

また、平成19年1月24日に出された『教育再生会議』の第一次報告では、そのタイトルで「社会総がかりで教育再生を」と呼びかけ、同年6月1日の第2次報告に続き、今後、第3次報告に向けた検討を行うことが述べられています。

さらに、平成19年6月19日には、「経済財政改革の基本方針2007について」が閣議決定され、その中の「教育再生」に関する方針では、「事務の共同実施体制の整備」や「地域の人材協力・教育現場のIT化等を通じた教員の事務負担軽減、設備・教材の充実、学校施設耐震化など教育環境の向上」など、これまで『特別委員会』の研究報告でも指摘してきた内容が示されています。

このような状況の中で、今期の『特別委員会』では、これまでの取り組みから問題や課題を整理し、現在進められている学校教育改革において、大阪府全体を視野に入れた学校事務を展望し、共同実施のあり方も含めたより具体的なモデル案を示す必要性があると考えました。

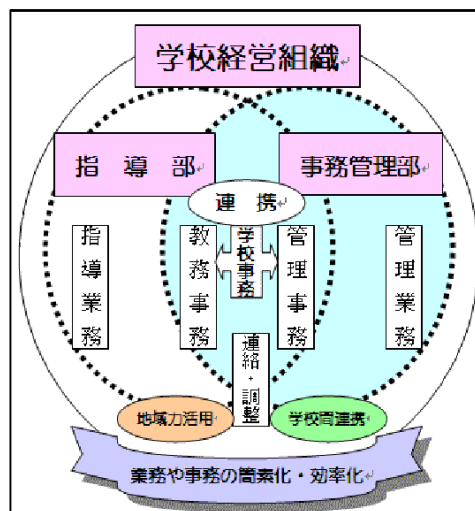
2：学校経営におけるトータルプロデューサーとしての学校事務職員

① 主査が学校経営に参画する必要性と効果

これまでの『特別委員会』報告で、主査が学校経営に参画していくことによって、教育推進における教育部門と事務管理部門の役割や責任を明らかにし、教職員の専門性や経験をより効果的に発揮した教

育活動を推進していくシステムを構築することを提言してきました。また、そのことは、現在多くの学校で取り組まれている幼稚園・小学校・中学校の連携や、さらに、保護者・地域が一体となって子どもたちを育てるための地域と学校間の連携を進めていく上でも有効です。つまり、学校長を中心とした学校経営において、事務職員が教頭と役割や責任を分担し、事務職員としての専門性と経験を生かして、学校経営をプロデュースする視点で学校経営に参画していくことが重要となっています。

学校教育の充実には、指導内容や方法の充実といった以外に、教育環境や条件の整備、学校教育の系統性を踏まえた学校間の連携、保護者・地域との連携も視野に入れた学校経営のシステム、さらには教育行政も含めた改革が必要です。学校内においては、指導内容や方法の改善が、より機能的かつ効率的に効果を発揮するシステムや体制の整備として、右図のような組織を確立し、役割分担を明確にしていくことが効果的と考えます。この間進められてきた市町村における学校事務の共同実施でも、これらに関する研究・試行の中で、新たな職務開発とともに、共同化によって対応していくシステムや、そのための組織整備、さらに、事務管理部門の職責に対応する主幹や主査といった職階の活用などが報告され、そこでは教育行政も含めた検討が必要といった課題も指摘されています。



② 学校業務内容の精選及び学校事務の効率化・簡素化

～学校や保護者・地域の教育力向上に繋がる対応（文部科学省の例示から）～

文部科学省は、平成18年5月に、都道府県・市町村教育委員会の担当課宛に「「教職員配置に関する調査研究委託事業」事務の共同実施による教職員配置の実践的調査研究事業の実施について（照会）」を送付しています。その「実施に伴う学校の指定に際しての留意事項」では、調査研究の目的として、「事務の共同実施など教職員配置の工夫による校務分掌の見直し等により、どのような教育効果が実現できるかを検証するもの。特に、これまでいわゆる教員の事務仕事と言われる業務について、事務職員が新たに当該業務を担うことにより、教員が教授活動に専念でき、学校の主体性と教育力の向上が図れる学校事務モデルの創造を行う実践的研究を実施するもの」とし、【参考】として「新たな学校事務の業務内容の具体的例示」を示しています。

今期の『特別委員会』では、この「例示」についても、学校教育活動の充実に積極的に参画していく観点と、学校現場の状況を踏まえた事務職員の視点から、教員との協働によって学校教育を主体的に推進していく当事者として、具体的な提言を行うことが重要であると考え、検討を行ってきました。

そこで、文部科学省による例示を学校の現状を踏まえて整理し、その上で、①学校経営に関する業務、②学校業務の精選、業務や事務の簡素化とシステム化（教委と学校の役割見直し、ICT化）、③共同化の観点で再分類すると、別紙〈資料1〉のようになります。ここでは、これまでの特別委員会でも、学校事務職員が担うべき新たな役割として検討してきた右のような業務も踏まえて再編し、さらに、それらを推進していく際に必要な課題や対応策等も含めて検討しました。

- ◆学校経営の機能化に向けて事務職員が担う役割
- ・学校の自主性・自律性の確保や特色ある学校教育での協働（幼小中連携や小中一貫教育等）
- ・学校における児童・生徒の安全確保
- ・情報の管理・発信・活用
- ・学校間の連携
- ・地域との連携（地域と学校の協働、教育力向上への寄与に向けて府教委指針を参照）

中教審の答申内容や文部科学省の例示にある「教頭や教員の負担軽減を進め」、「教員が教授活動に専念でき、学校の主体性と教育力の向上」を図るためには、「事務職員が新たに当該業務を担う」ことだけでなく、学校業務の精選や事務簡素化の取り組みを併せて進めることによって、より大きな効果を発揮することができます。また、学校の業務を精選する観点からの検証も踏まえ、さらに地域との連携においては、休日等の地域行事への参加が必要な場合も報告されていることから、平成16年9月21日に府教委が市町村教育委員会宛に送付した「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱いについて」も参考にしながら、職務として標準化していくための検討も必要です。

3：新たな課題に対応する学校事務

これまで、学校経営の中で事務職員が果たすべき役割を明確にしていくために、まず主査が学校経営に参画していく事によって、子どもたちや保護者・地域のニーズに応える学校事務のあり方について述べてきました。次に、新たな課題やニーズに対応していくために必要な改革についての具体案について述べていきます。また、第2部では、それらの実現に向けて、各学校での『特別委員会』委員が取り組んだ実践例を報告いたします。

① 学校事務職員の標準的な職務

平成16年の『特別委員会』報告で、大阪府教育委員会が平成12年6月6日付けで「市町村立小中学校事務職員の職務内容について」を示し、さらに平成16年3月11日には、「「〇〇市(町村)立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の改正について」を市町村教育長あてに通知したことに関して、「今後、学校事務職員の職に対する規程等の整備は、市町村教育委員会にその権限が移行された事になり、(略)市町村での早急な検討が必要です。」と指摘しました。その後、首席・指導教諭・副主査の職が新設されたこともあり、多くの市町村で「学校管理運営に関する規則」の改正が行われました。さらに、「学校事務職員の標準的な職務」とともに、職階に対応した職務内容を規定する市町村も増えています。今後は、各学校における具体的な実践を、市町村全体での標準的な職務として定着させていくための研修や組織、学校事務職員の職責に対応した校務分掌等の整備について、市町村の教育行政と学校経営組織、その中での学校事務職員が連携していくことが重要となっています。

② 学校の自主性・自律性と学校経営責任、説明責任への対応

学校では、基礎的な学力や生きる力の育成など、子どもたちや保護者・地域の状況を踏まえた特色ある学校教育活動が推進されています。特に、幼・小・中一貫教育等の学校間が連携した教育活動においては、学校事務においても、これまでの単一の学校で完結する学校事務からの転換が求められています。

また、地域との連携や学校間での情報活用等も重要となっており、特に、学校の情報管理については、個人情報の保護に慎重な配慮をしながら、情報公開へ対応も進めていかなければなりません。さらに、学校の自主性・自律性の拡大による学校教育改革の中では、学校財務や学校評価に関する説明責任も重要となっています。これらの職務においては、常にコンプライアンス意識の重要性が指摘されており、そこでは法令等に関する知識と同時に、それに対応した組織やシステムを整備することも重要となっています。

現在の学校組織改革においては、副教頭や首席・指導教諭の配置等が示されていますが、これらの指導部門の充実に加えて、先に述べたような職務においては、専門的な知識と経験をもった主幹や主査を活用することが、より効果的であることをこれまでも指摘してきました。このような学校経営において、

大阪府公立小中学校主査会夏季フォーラム（平成19年8月3日）

学校事務職員が自主性・自律性のある学校経営の一翼を担っていくとともに、学校間や学校以外の関係機関も含めた業務の効果的な連携に取り組んでいくことも必要となっています。そこでは、学校の自主性・自律性と学校経営責任、説明責任への取り組みが欠かせません。

③ 学校経営組織及びシステムの整備

各学校における校務分掌においては、先に示した学校経営組織の考え方に基づき、指導部と事務管理部の役割や職責に応じた位置付けを明確にした上で、各学校での状況を踏まえた効果的な連携のあり方を工夫していくことがより機能的な組織となります。その際には、校務分掌における役割分担と位置付けを整理するとともに、事務管理部としての運営方針やねらいを教職員に示しておくことも、指導部と事務管理部の協働・連携を緊密にしていくためには効果的です。

同時に、これらのことを進めていくためには、主査が学校マネジメントスキルをもって、学校経営に参画し、それらの職責にも対応できる職務として位置付けることによって教頭との役割分担を見直し、学校経営組織の機能化・効率化を進めることも必要です。その際に、例えば経験の少ない事務職員が単数で配置されたり、新たに任用された教頭等の状況によって、この考え方での対応が困難な場合も考えられます。その際の学校事務運営に対する支援、育成のあり方については、この間の研究・試行の報告でも示されている共同実施組織等も参考に、教育委員会も含めた具体的な検討が必要です。

④ 事務処理の簡素化（スクラップ&ビルドを含む）と校内体制の整備

平成19年3月に出された中教審答申「今後の教員給与の在り方について」の「第二章 教員の校務と学校の組織運営体制の見直し」では、「教員の校務について見直しを行い、」（教諭等）が子どもたちの指導のための時間を十分に確保できるようにする」必要性が指摘されています。さらに、「教員の校務を整理した上で、なお教員が行う必要のある学校事務について」、「軽減・効率化を図り、時間外勤務を縮減していく」必要性を指摘し、そのために、①ICTの活用、②調査の縮減・統合、③様式の簡素化・統一化等の具体策も示しています。さらに、「事務職員が学校運営に一層積極的に関わるとともに、そのサポートにより、教員の事務負担を軽減することができるよう、事務の共同実施の促進、事務職員の質の向上のための研修の充実などを行うとともに、」共同実施組織に事務長（仮称）を置くことができるように制度の整備を行うなど、事務処理体制の充実を図っていく」必要性が述べられています。また、「地域社会との連携を通じた教育の活性化や教員の負担を軽減するサポート体制の構築を図っていくことが必要である」との指摘もあります。これらのことについても、この間『特別委員会』や各市町村における研究報告で、具体的な取り組みにおける課題等についても報告されています。

4：共同実施及び共同実施組織の具体的役割とねらい

前項で指摘した課題への対応や教育行財政の充実に関しては、「学校事務の効率化に関する研究」や「きめ細かな学習指導や教育の情報化のための事務部門の強化対応実施計画」として取り組まれてきた研究・試行等によって、その方向性や効果についても明らかになってきました。

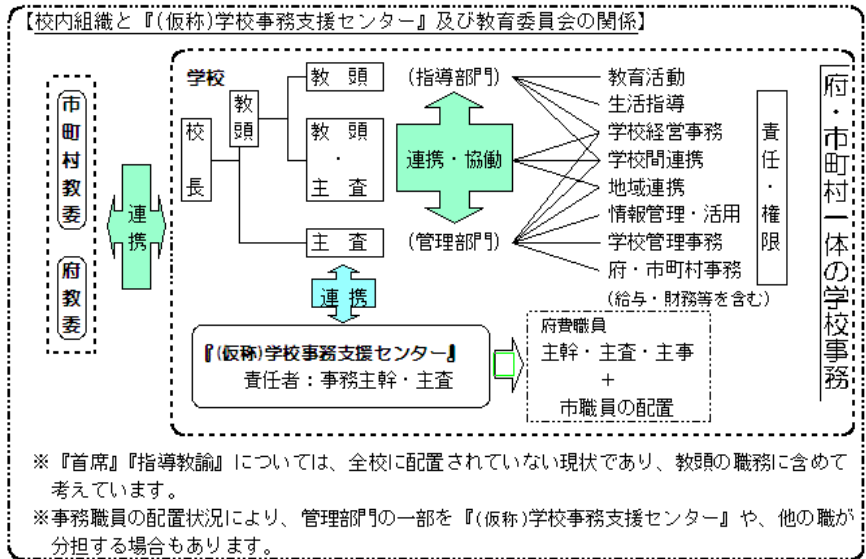
平成19年2月22日（水）の大阪府公立小中学校主査会『冬の研修会』では、これまでに研究報告を行ってきた中から5市の主査によるパネルトークを行いました。その中では、共通する方向性として、この間の取り組みが、教育活動の充実・活性化に向けて事務職員力を発揮していく観点を持ち、主査はその職責を踏まえた役割を担っていく必要があること。そのためには、学校経営に参画していくための学校組織への位置付けや主査自身の資質向上が必要であること。さらに、その中で、学校業務の精選や

大阪府公立小中学校主査会夏季フォーラム（平成19年8月3日）

教員等が担当する学校事務も含めた簡素化・効率化が必要であり、そこでは事務職員の学校経営参画支援としての共同実施組織が効果的であること。等が述べられていました。

共同実施組織については、現在進められている学校教育改革の進展も踏まえながら、学校業務の精選、教育委員会と学校の役割分担の見直し等にも対応していく組織として、これまでも右のようなイメージ図を示してきました。

そこでは、共同実施組織について、学校経営組織との関係等について、さらに研究が必要な部分も残されていますが、学校事務支援や ICT への対応等に加えて、主査をはじめ事務職員全般の資質向上としての OJT や、大幅な新規採用者の増加に対応した育成という観点からも、より重要となっています。



5：「共同実施」での実践と課題

『冬の研修会』では、この間の様々な研究と試行錯誤の結果、その可能性や具体的な提言を示しながらも、教育行政全体として教育活動や指導方法の改善を中心にした施策となっているため、学校教育の条件や制度の改革に繋がっていない状況が大きな課題として示されていました。

その対策として、西川教授（京都産業大学）の講演では、その原因を事務職員の属人性に求めるのではなく、制度の問題として捉える必要があることや、具体的な取り組みでは、『教職員課』だけでなく『指導課』との連携も重要であること、さらに将来的な課題としては、事務職員の免許制度または組織化等についても研究の必要があること等を示唆していただきました。

特に、各学校や事務職員によって取り組まれている事務改善を、研究と実践により検証し、さらに各市町村教育委員会や、校長会をはじめとした教職員との連携によって、学校経営における標準的な制度として確立していかなければなりません。

おわりに

前回の『特別委員会』報告で、学校事務職員が学校経営に参画し、学校財務や情報管理、説明責任等、様々な分野で教頭と責任や役割を分担していく為に、「学校事務においては、全ての学校に主査の配置が必要である」と述べています。学校事務に主査を配置する事で対外的に、また各行政組織との連携や権限のあり方においても、専門性を生かした管理部門の統括責任者として位置付けることができます。

今後、これらの考え方を具体的に進めていくために、市町村の校長会や教頭会さらに大阪府・市町村教育委員会との連携によって、より一層効果的な学校経営の改革に取り組む事が必要です。

今回の報告が、現在進められている学校教育改革において、学校での様々な取り組みと、保護者・地域の理解・協力、さらに予算や条件整備等をはじめとした教育行政における緊密な連携につながり、教育改革の効果が子どもたちに届いていくことを期待します。

第2部 『学校経営における主査の実践』

－ 実践報告のねらい －

現在の社会状況や財政の現状において、学校経営における組織の機能化や職務遂行及び財政運営の効率化は避けて通れない課題である。それらに対応していくために、学校に配置されている行政職員として、学校事務職員の果たす役割は大きい。

これまでの『特別委員会』では、子どもたちの教育環境や教育条件の整備を中心に、学校教育の充実に寄与する事務職員の役割を明確にし、そのために必要な組織の改善策を示し、さらに、実現に向けた実践が主幹・主査にある私たちの役割であることを自覚して、研究と実践に基づく成果としての提言を行ってきました。

今回も、それらの成果を継承しながら、さらに発展させていく観点から、以下をねらいとした実践報告を行います。

◆市町村における具体化において、

“子どもたちの状況” “保護者・地域住民のニーズ” “費用対効果” を踏まえ
職責（＝責任を伴った役割分担）に見合った実践例を示す

◆主査としての実践報告を通じて、

市町村立小・中学校における「標準的な学校事務の職務確立」に向けた展望を示す

－ 実践報告の概要 －

① 校務分掌の改善と事務連携（八尾市：高木 紀明 主査）

学校経営において、主査としての経験や専門性を効果的に発揮し、教頭や教員との連携や役割分担を明確にしていくことで、より効率的で機能的な学校運営組織に整備することが、説明責任や教頭・教員の負担軽減にもつながります。

異動をきっかけに、主査が学校経営に参画する第一歩として、校務分掌の改善や校区内小・中学校での事務連携に取り組んだ実践を報告します。

② 学校経営における主査の役割（河内長野市：林 裕子 主査）

～ “学校経営におけるトータルプロデューサーとしての学校事務職員” をめざして ～

学校事務職員が学校経営における「基幹的な職員」として位置付き、役割を発揮していくために、「学校事務経営」の方針を示し、具体的な提案や実践を通じて学校事務職員の職務や存在意義について、教職員、保護者・地域への理解を広げてきた実践を報告します。

－ 意見交換 －

実践報告を参考に、それ以外の実践紹介や提案によって、2学期以降の各職場において、より発展的な実践が生まれていくように、参加者の皆さんによる建設的で白熱した議論を期待しています。

【検討経過】

第1回	平成18年	9月15日（金）	アピオ大阪
第2回	平成18年	10月19日（木）	城北市民学習センター
第3回	平成18年	11月24日（金）	難波市民学習センター
第4回	平成18年	12月27日（水）	難波市民学習センター
第5回	平成19年	1月23日（火）	弁天町市民学習センター
第6回	平成19年	3月2日（金）	弁天町市民学習センター
第7回	平成19年	3月28日（水）	弁天町市民学習センター
第8回	平成19年	5月17日（木）	城北市民学習センター
第9回	平成19年	6月12日（火）	難波市民学習センター
第10回	平成19年	7月9日（月）	弁天町市民学習センター
第11回	平成19年	8月1日（水）	八尾市立安中小学校

【第8期 特別委員会委員名簿】

委員長	豊中市立第四中学校主査	平岡 清志
副委員長	八尾市立八尾中学校主査	高木 紀明
委員	摂津市立摂津小学校主査	松田 美也子
委員	枚方市立枚方中学校主査	岩谷 和美
委員	河内長野市立天野小学校主査	林 裕子
委員	堺市立美原西小学校主査	門田 憲仁
委員	貝塚市立東小学校主査	松井 幸代
共同研究者	高槻市立阿武山中中学校主幹	久永 祐司
共同研究者	貝塚市立第一中学校主幹	阪口 三恵子
担当役員	吹田市立千里たけみ小学校主査	若菜 繁雄
担当役員	貝塚市立中央小学校主査	玉木 裕子

《参考文献》

- ◆中教審答申（平成10年9月）「今後の地方教育行政の在り方について」
- ◆中教審答申（平成17年10月）「新しい時代の義務教育を創造する」
- ◆『教育再生会議』第一次・第二次報告
- ◆文部科学省「「教職員配置に関する調査研究委託事業」事務の共同実施による教職員配置の実践的調査研究事業の実施について（照会）」（平成18年5月）
- ◆大阪府教育委員会「週休日における教職員の教育活動等に係るサービスの取扱いについて」平成16年9月21日
- ◆大阪府教育委員会「市町村立小中学校事務職員の職務内容について」（平成12年6月6日付）
- ◆大阪府教育委員会「「〇〇市（町村）立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」の改正について」（平成16年3月11日）
- ◆中教審答申「今後の教員給与の在り方について」（平成19年3月）
- ◆大阪府公立小中学校主査会『冬の研修会』での参考資料と報告内容及び京都産業大学文化学部 西川 信廣 教授 講演内容
- ◆大阪府公立小中学校主査会特別委員会報告

《参考資料》

- ◆「新たな学校事務の業務内容の具体的例示」及び「特別委員会再編案」

【参考】新たな学校事務の業務内容の具体的例示

教員から移行する業務	教育課程進行管理	時数管理	年間授業時数の算出、担当時数の管理 年間行事予定作成・日課表作成・時間割編成の補助、
	総会計管理	保護者負担経費	(学年費、学級費、児童会・生徒会会費、クラブ活動経費、修学旅行経費、遠足経費、自然教室経費、芸術鑑賞経費、給食費、共同購入教材費、校外活動費、PTA会費、スポーツ文化活動振興費、部活動)の 集金計画立案、集金通知、集金、執行、決算報告
		就学支援費	教育扶助費、就学援助費、特殊教育奨励費、奨励金
		募金	災害募金、共同募金等
		学校収益金・寄付	学校収益金、スクールファンド
		関係教育団体費	小中学校体育連盟会費、教育会、教育研究団体会費、 各種団体事務局会計
		拾得金	拾得金会計処理
		助成金、補助金	研究助成金、事業補助金等予算案立案、執行、決算 報告
	児童生徒情報管理	学籍情報	児童名簿作成、連絡網作成、出席管理、長期欠席者 報告 転入学・転退学関係事務、卒業生名簿、修了生名簿 の作成管理 指導要録管理
		教育指導情報	知能検査・学力検査・診断テスト・体力調査結果の データ管理 教科選択調査集計、クラブ選択調査集計、図書・教 材データ管理
		家庭状況情報	兄弟関係情報、緊急連絡先情報、通学方法情報、所 属子ども会
		転学・進路情報	転学先学校情報、進学情報、学校選択制度情報
	その他	教育実習支援	教育実習生受入、報告、連絡調整
		定例報告	調査統計報告
		行事活動支援	校外行事・芸術鑑賞行事の情報管理、 入札、関係機関・団体との連絡
研修企画・実施		教職員研修企画・実施、教育講演会企画・実施	
研究事業支援		研究報告書編集、研究発表会企画・運営	
今後求められる業務	地域情報管理	情報収集・管理	外部評価、アンケート、クレーム情報管理、地域情 報提供
		連携組織	学校評議員会事務局、地域情報交換会事務局、 学校運営協議会事務局
		情報発信	学校だより、ホームページ
		地域学校支援	学校間連携事業、地域運営学校支援、研究校支援
		交流・連絡調整	学校施設開放、学校公開行事、行事調整 地域各種団体会議、地域行事との連携、 PTA、学童保育との連携、地域各種機関との連携、
比重が大きくなる業務	危機管理	緊急事態対応	災害・不審者情報収集伝達、緊急通報体制整備 緊急対策会議事務局、報道機関への対応、防止策検 討会事務局 事件・事故発生時対応マニュアル、危機対応チェッ クリスト
		安全管理	危険箇所情報管理、通学路・スクールゾーン点検、 校内施設設備安全点検、地域安全対策会議、学校安 全管理委員会事務局
	職員情報管理	支援人材情報 各種職員情報	学校支援ボランティア情報、地域人材バンク情報、 嘱託員、非常勤講師、兼務発令職員、補充教職員人 事情報管理、 生活補助員、指導助手、スクールカウンセラー、日 本語指導講師 外部指導者、派遣非常勤講師、スクールガードリー ダー、司書
学校経営情報	学校評価	学校評価企画、データ処理、結果分析、	

**教職員配置に関する調査研究（事務の共同実施）
の実施に伴う学校の指定に際しての留意事項**

1. 調査研究の目的について

本調査研究は、事務の共同実施など教職員配置の工夫による校務分掌の見直し等により、どのような教育効果が実現できるかを検証するもの。

特に、これまでいわゆる教員の事務仕事と言われる業務について、事務職員が新たに当該業務を担うことにより、教員が教授活動に専念でき、学校の主体性と教育力の向上が図れる学校事務モデルの創造を行う実践的研究を実施するもの。

2. 調査研究を委託する条件について

（１）に記載する役割や業務分担を念頭に置いて、新たな学校事務モデルの構築を行う提案であり、かつ、（２）における条件整備が可能な提案を採択するものとする。

（１）新たな学校事務の業務内容と事務職員の役割の例

学校経営の主体として学校事務

⇒ 学校のトータルプロデューサーを目指す新しい学校事務職員像の構築

○教員から移行する業務

- ・教育課程進行管理
- ・保護者負担経費を含む総合会計管理
- ・児童生徒情報管理

○新たに求められる業務

- ・地域情報管理

○比重が大きくなる業務

- ・危機管理
- ・職員情報管理

○比重が小さくなる業務

- ・給与・旅費・福利厚生

（２）新たな学校事務を実現させるための条件整備とその方策（例）

①意識改革

- ・教育関係機関・学校にある既存の学校事務観の転換

②制度改善

- ・共同実施
 - ⇒事務の組織化
- ・各種事務規程改訂
 - ⇒責任体制の明確化と権限の付与 報告等の見直し
 - ⇒必要な権限を学校に移譲
- ・裁量予算の拡大
 - ⇒必要なところに必要な予算を投入できる予算のしくみ（共同実施の活用）

③システム改善

- ・事務処理システム改善
 - ⇒ICT化
- ・校内組織・システム改善

④資質能力の向上

- ・体系的研修

(資料①)

1.学校経営に関する業務

教員から移行する業務	児童生徒情報管理	家庭状況情報	きょうだい関係情報、緊急連絡先情報、通学方法情報、所属子ども会
	その他	行事活動支援	校外行事・芸術鑑賞行事の情報管理、関係機関・団体との連
		研修企画・実施	教職員研修企画・実施、教育講演会企画・実施
研究事業支援		研究発表会企画・運営	
今後求められる業務	地域情報管理	情報収集・管理	外部評価、アンケートクレーム情報管理
		情報発信	学校だより、ホームページ
		交流・連絡調整	学校施設開放、学校公開行事、行事調整、地域各所団体会議、地域行事との連携、PTA、学童保育との連携、地域各種機関との連携
比重が大きくなる業務	危機管理	緊急事態対応	災害・不審者情報収集伝達、緊急通報体制整備 緊急対策会議事務局、報道機関への対応、防止策検討会事務局
		安全管理	危険箇所情報管理、通学路・スクールゾーン点検、校内施設設備安全点検
	職員情報管理	各種職員情報	嘱託員、非常勤職員、スクールカウンセラー、日本語指導講師、外部指導者など
	学校経営情報	学校評価	学校評価企画、データ処理、結果分析

2.学校業務の精選、業務や事務の簡素化とシステム化に関する業務

教員から移行する業務	教育課程進行管理	時数管理	年間授業時数の算出、担当時数の管理
		保護者負担軽減	学校集金の集金計画立案、集金通知、集金、執行、決算報告
	総会計管理	就学支援費	教育扶助費、就学援助費、就学奨励費等
		募金	災害募金、共同募金等
		学校収益金・寄付	学校収益金等
		拾得金	拾得金会計処理
		助成金・補助金	研究助成金、事業補助金等予算案立案、執行、決算報告
	児童生徒情報管理	学籍情報	児童名簿作成、連絡網作成、出席管理、長欠者報告、転入学、転退学関係事務、卒業生名簿作成管理、指導要録管理
その他	研究事業支援	研究報告書編纂	

3.共同化に関する業務

教員から移行する業務	総会計管理	関係教育団体費	小中体連会費、教育研究団体会費、各種団体会計
	児童生徒情報管理	教育指導情報	学力検査・診断テスト・体力調査結果のデータ管理 教科選択クラブ選択調査集計 図書・教材データ管理
		転学・進路情報	転学先学校情報、進学情報、学校選択制度情報
今後求められる業務	地域情報管理	その他	行事活動支援 校外行事・芸術鑑賞行事の情報管理、入札、
		情報収集・管理	地域情報提供
		連携組織	学校評議会事務局、地域情報交換会事務局、学校運営協議会事務局
		情報発信	学校だより、ホームページ
		地域学校支援	学校関連携事業、研究校支援
比重が大きくなる業務	危機管理	安全管理	危険箇所情報管理、地域安全対策会議、学校安全管理委員会事務局
		職員情報管理	支援人材情報 学校支援ボランティア情報、地域人材バンク情報